

# 神戸大学 法科大学院

(大学院法学研究科・実務法律専攻)

平成30年度  
学生募集要項

## < 法科大学院入学者受入方針 >

### ○ 教育目標

現在のわが国における職業法曹教育においては、量的拡大と質的向上の両面が求められています。特に、社会の多様化、高度技術化、国際化、および、市場化が進む中で、わが国の社会は、質的に高い能力を有する多数の職業法曹を必要としています。そのため、神戸大学法科大学院は、以下に述べるような2つの教育上の理念・目的を掲げます。

第1の目的は、すべての法曹に必要な基本的な知識と豊かな応用能力を有する職業法曹を養成することです。法曹が専門職業人である以上、そこに共通に必要とされる膨大な知識があることは当然ですが、神戸大学法科大学院においては、そのような知識を十分に有していることを前提として、さらに有する知識を多様な現実社会において妥当させる豊かな応用力のある職業法曹の養成を目的とします。

第2の目的は、上記のような基本的な法領域に関する知識に加えて、ビジネス・ローと呼ばれる広義の企業取引に関わる先端的分野について、特に深い知識と応用能力を有する職業法曹を養成することです。社会の高度技術化、市場化が進む中で、各種の経済取引は複雑化し、それをめぐる法的紛争も必然的に非常に複雑かつ高度なものとなっています。神戸大学法科大学院は、多岐にわたる法分野で充実した教育を提供し、このような法的紛争に対応しうる人材の育成を行うことを目的とします。

以上の目的を達成するため、優れた資質と強い勉学意欲を有する学生を受け入れて、所属教員の高い教育・研究能力を活用し、現在必要とされている高度な能力を身につけた職業法曹を社会に送り出すことが、神戸大学法科大学院の使命です。

### ○ 求める学生像

1. 自然科学、人文科学、または、実定法学以外の分野の社会科学について十分な知識と能力を有し、高度な能力を持つ職業法曹となるための基礎的学力（読解力、理解力、分析力、表現力）と強い学習意欲とを備え、かつ、国際化が進展する今後の法的環境に対応しうる能力を有する学生。
2. 高度な能力を持つ職業法曹となるために必要な実定法学についての基礎的な知識と能力を有し、基礎法学、政治学等を含めた社会科学分野、または自然科学、人文科学に関する豊富な知識と能力、および、強い学習意欲を備え、かつ、国際化が進展する今後の法的環境に対応しうる能力を有する学生。
3. 豊かな社会経験とそれを実務法律専攻における学習に結びつける能力を有し、高度な能力を持つ職業法曹となるための基礎的学力（読解力、理解力、分析力、表現力）と強い学習意欲とを備え、かつ、国際化が進展する今後の法的環境に対応しうる能力を有する学生。

# 目 次

1 募集人員.....	- 1 -
2 出願資格.....	- 1 -
3 入学者の選考方法.....	- 2 -
4 第一次選抜及び第二次選抜.....	- 4 -
5 出願方法.....	- 5 -
6 身体に障害を有する者の出願.....	- 8 -
7 第二次選抜試験の日程及び場所.....	- 8 -
8 合格者発表.....	- 8 -
9 入学手続.....	- 9 -
10 欠員補充（追加合格）.....	- 9 -
11 入学料・授業料・諸費用.....	- 9 -
12 注意事項.....	- 9 -
13 入試情報開示について.....	- 9 -
14 個人情報の取扱いについて.....	- 9 -
15 麻しん（はしか）、風しんの感染予防措置について.....	- 10 -
16 その他.....	- 11 -
成績等申告書の書き方.....	- 12 -
飛び入学資格申告書の書き方.....	- 16 -

## 1 募集人員

専門職学位課程 「法科大学院」	専攻	志望するコース	募集人員
	実務法律専攻	法学未修者コース	20人程度
		法学既修者コース	60人程度
	合計	80人	

- (1) **法学未修者**コースは、3年を標準修業年限とします。
- (2) **法学既修者**コースは、第1年次の授業科目の履修を免除するのに十分な**実定法**に関する基礎的な知識と能力を有する者を対象とし、2年間での修業を標準とします。
  - \* **実定法**とは、民法、刑法などの具体的な法律と法制度に関する科目を指します。
- (3) **法学既修者**コースに出願する者は、第2希望として法学未修者コースにも出願すること（併願）が可能です。

## 2 出願資格

出願資格を有する者は、出願時に次の各号のいずれかに該当し、2017年法科大学院全国統一適性試験を受験しているものとします。

(11) の資格で出願するためには、出願時に「飛び入学資格申告書」を提出する必要があります。また、(9)、(10)及び(12)の資格で出願するためには、個別に資格審査を行うため別途の手続きが必要ですので、平成29年8月21日(月)までに本研究科教務係に問い合わせてください。

- (1) 日本の大学(学校教育法第83条にいう大学。以下同じ)を卒業した者及び平成30年3月までに卒業する見込みの者
  - \* 出願資格(1)と、出願資格(11)のいずれの要件も満たす者は、両方の出願資格により出願することができます。この場合、入学願書の「出願資格」欄の(1)及び(2)において、両方の出願資格により出願することを明示し、それぞれの出願資格に対応する出願書類を用意し提出してください。
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者及び平成30年3月までに授与される見込みの者
  - \* 大学改革支援・学位授与機構(旧 学位授与機構及び大学評価・学位授与機構)から学士の学位を授与された者及び授与される見込みの者を指します。
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び平成30年3月までに修了する見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び平成30年3月までに修了する見込みの者
- (5) 日本において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び平成30年3月までに修了する見込みの者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び平

成 30 年 3 月までに授与される見込みの者

- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び平成 30 年 3 月までに修了する見込みの者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年文部省告示第 5 号）
- \* 旧大学令による大学、各省庁組織令・設置法による大学校等を卒業した者及び卒業見込みの者を指します。
- (9) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本研究科が、その教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- \* 大学院に早期入学した者を指します。
- (10) 本研究科が、日本の大学を卒業した者と同等以上の学力があると認める者で、入学時に 22 歳に達しているもの
- \* 短期大学・高等専門学校の卒業生、専修学校・各種学校の卒業生、外国大学日本校・外国人学校の卒業生等、大学卒業資格を有していない者を対象としています。
- (11) 以下の①と②に記された **3 年次飛び入学**の要件をいずれも満たす者

①在籍期間

以下のいずれかに該当する者

1. 日本の大学に、平成 30 年 3 月末時点で 3 年（休学期間がある場合は、休学期間を除いて 3 年以上であって 4 年に満たない期間）在籍することとなる者。
2. 日本の大学に、3 年次編入学した者であって、平成 30 年 3 月末時点で、出願時に在学している大学において 1 年（休学期間がある場合は、休学期間を除いて 1 年以上であって 2 年に満たない期間）在籍することとなるもの。

②修得単位

出願時に、以下のいずれにも該当する者

- (イ) 卒業に必要な単位のうち 90 単位以上を修得していること。
- (ロ) (イ) に掲げた修得単位のうち 60 単位以上が「優 (80 点)」以上の評価であること。

ただし、本法科大学院入学希望者が、出願時に在学している大学の 3 年次に編入学した学生である場合においては、「②修得単位」の要件は次のとおりとする。

- (イ) 編入前の大学において修得した単位（編入前の大学において卒業に必要な単位に限る）と、出願時に在学している大学において新たに修得した単位（卒業に必要な単位に限る）の合計が 90 単位以上であること。
- (ロ) (イ) に掲げた修得単位のうち、合計で 60 単位以上が「優 (80 点)」以上の評価であること。

- (12) 次の要件のいずれかに該当する者であって、本研究科が、優秀な成績を修めたと認めるもの
1. 外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者及び平成 30 年 3 月までに修了する見込みの者
  2. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者及び平成 30 年 3 月までに修了する見込みの者

### 3 入学者の選考方法

○ 各コースの選考方法

「**法学未修者**コース」：入学者の選考は、書類審査、筆記試験及び面接の結果を総合して行います。

「**法学既修者**コース」：入学者の選考は、書類審査と筆記試験の結果を総合して行います。

- 書類審査と筆記試験の配点は以下の比率によります。法学未修者コースについては、面接の結果も考慮して合否を判断します。

法学未修者コースは、適性試験：その他書類：筆記試験＝ 1：1：2

法学既修者コースは、適性試験：その他書類：筆記試験＝ 1：1：6

- **書類審査**は、以下のものを対象として行います。

<p>法学未修者コース 法学既修者コース 共通</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「2017年法科大学院全国統一適性試験」の成績</li> <li>・大学の卒業（見込）証明書</li> <li>・大学の成績証明書</li> <li>・成績等申告書</li> </ul>
-------------------------------------	---

**書類審査**にあたっては、出願者の特性にあわせた観点からの審査を行います。また、本法科大学院では、法学未修者コースと法学既修者コースの最終合格者の総数の3割程度以上が「**他学部卒業者**」か「**社会人**」に該当する者であることが望ましいと考えています。

本法科大学院において、「**他学部卒業者**」と「**社会人**」はそれぞれ以下の者を指します。

「**他学部卒業者**」とは、法学系の課程以外の課程の出身者を指します。「法学系の課程」とは、「学士（法学）を授与している学部学科専攻等」をいいます。

「**社会人**」とは、「大学卒業後1年以上の社会経験を有する者」を指します。

- **筆記試験**は、以下のものを行います。

<p>法学未修者コース</p>	<p>「小論文」</p>
<p>法学既修者コース</p>	<p>「憲法」「行政法」「民法」「民事訴訟法」「会社法」「刑法」「刑事訴訟法」</p> <p>これらの科目については、六法1冊（書き込みのないものに限る。）の持ち込みを認めます。持ち込み可能な六法は、「デイリー六法」（三省堂）、「ポケット六法」（有斐閣）、「司法試験用六法」（第一法規）のいずれかのみです。<u>氏名以外の文字が1文字でも書かれていれば、書き込みのある六法（不正行為）とみなします。</u>線を引くことは、書き込みとはみなしません。上記の各六法の別冊、付録、追録等は、持ち込みを認めません。また、付箋は外してください。</p>

\* 筆記試験を受験する際には、2017年法科大学院全国統一適性試験の受験票（成績証明カードに記載された回の試験のもの）が必要となります。

\* 「法科大学院試験六法」（第一法規）は持ち込みできません。

○ 法学既修者コースの筆記試験の各科目の出題範囲

科目名	出題範囲
憲法	限定なし
行政法	次の6項目から出題する。 (1) 法治主義の意義及び行政法の法源 (2) 委任立法（委任条例を含む）及び行政内部基準 (3) 行政処分（職権取消しと撤回の区別の意義を含む）、契約、行政指導それぞれの定義、及び当てはめ（個別法において見分けることができるか） なお、「行政行為（行政処分）の効力論（公定力、不可争力、不可変更力、実質的確定力など）」「行政行為（行政処分）の分類論（下命、許可と特許、認可などの識別）」「行政行為（行政処分）の取消しと無効の区別」「違法性の承継」は出題しない。 (4) 行政手続（憲法上の手続的保護、及び行政手続法〔または行政手続条例〕の適用） (5) 行政調査（強制の程度・態様に応じた調査の類型を区別できるか） (6) 行政上の義務の強制執行及び義務違反に対する制裁、即時強制（即時執行） なお、行政組織法や行政救済法（行政不服審査法・行政事件訴訟法・国家賠償法・損失補償）に関する出題はしない。
民法	財産法から出題する。
民事訴訟法	通常訴訟の第一審手続（複数請求訴訟を含む。多数当事者訴訟は除く。）から出題する。
会社法	会社法中、株式会社の設立、株式、新株予約権、機関、計算等、定款の変更、事業の譲渡等、合併、会社分割、株式交換、株式移転、訴訟、及び、登記から出題する。
刑法	刑法総論すべて、及び、刑法各論のうち個人的法益に対する罪、放火罪、偽造罪から出題する。
刑事訴訟法	刑事訴訟法学における基本的事項（捜査法、証拠法を中心とする）から出題する。

○ 法学未修者コースについて実施する面接においては、「成績等申告書」の「第1表（法曹としての適性）」等に関する簡単な質疑を行います。

## 4 第一次選抜及び第二次選抜

入学者の選考は、第一次選抜及び第二次選抜の二段階で行います。

第一次選抜は**書類審査**のみによって実施します。第一次選抜では、法科大学院全国統一適性試験の成績が本学の設定する最低基準点に達しない出願者を不合格とするほか、出願者の人数等に鑑み、書類審査の資料をもとに第一次選抜においてさらに選抜を行うことがあります。

法学未修者コースの場合：第一次選抜の合格者について**筆記試験**及び**面接**を行い、第二次選抜は、**書類審査**、**筆記試験**及び**面接**の結果を総合して行います。

法学既修者コースの場合：第一次選抜の合格者について**筆記試験**を行い、第二次選抜は、**筆記試験**の結果と**書類審査**の結果を総合して行います。**筆記試験**において、憲法、行政法、民法、民事訴訟法、会社法、刑法、刑事訴訟法の7科目中2科目以上が、一定の成績に達しない場合（**欠点**の場合）は、他の科目の成績にかかわらず不合格となります。

第一次選抜の結果について、平成29年10月24日（火）に、合格者には第一次選抜の合格通知書並びに、筆記試験の受験票及び受験者心得を、不合格者には不合格通知書及び検定料返還請求書を、いずれも速達郵便で発送します。

\* 出願書類受理後、整理番号（第一次選抜の受験番号）を10月12日（木）頃に通知します。10月18日（水）

までに郵送による通知が届かない場合には、本研究科教務係に問い合わせてください。

\* 第一次選抜結果の通知が、10月27日（金）を過ぎても届かない場合には、本研究科教務係に問い合わせてください。

## 5 出願方法

### ○ 出願期間

出願書類を、次の期間に、本研究科教務係宛てに書留速達で郵送してください。

平成29年9月22日（金）～平成29年9月29日（金）

- ・国内からの出願の場合は、9月29日（金）消印有効。
- ・国外からの出願の場合は、9月29日（金）17時必着。

出願書類の受付は、郵送（書留速達）のみとします。直接持参したり、電子メールの添付ファイルとして送信しても、受理することができませんので、郵便事情を十分考慮して早めに郵送してください。

国外からの出願者が国外に整理番号や受験票などの送付を希望する場合は、はがき・封筒・あて名ラベルにそれぞれ必要な額の切手を貼ってください。

### ○ 検定料

30,000円

所定の郵便局・ゆうちょ銀行専用払込用紙を使用して郵便局（ATM不可）で払い込み、振替払込受付証明書（郵便局の日附印が必要）を入学願書の所定の欄に貼ってください。

法学未修者コースと法学既修者コースを併願する場合、検定料を複数分支払う必要はありません。

\* 検定料返還について

1. 第一次選抜不合格者（併願の場合には、両方のコースについて不合格となった者）に対しては、申し出により検定料の一部（23,000円）を返還します。
2. 上記1に該当する者は、第一次選抜結果を通知する際に同封する「検定料返還請求書」により、平成30年3月23日（金）までに申し出てください。
3. 上記1の場合以外は、いかなる理由があっても既納の検定料は返還しません。

### ○ 出願書類（併願者以外）

出願書類は、下記のことを番号順に並べて（(2)、(11)及び(12)は所定の書類に貼付）、(1)の入学願書・履歴書にはさみ、左上端をクリップでとめたものとします。これを、本研究科所定の封筒に入れて、書留速達で郵送してください。なお、当該封筒の受験志望コース欄に必ずチェックを入れてください。また、願書右上の「併願の有無」欄の「無」を○で囲んでください。

	提出書類	備考
(1)	入学願書・履歴書	本研究科所定用紙
(2)	2017年全国統一適性試験成績証明カード	入学願書の所定欄に貼付 * 1枚に切り分けた「成績証明カード」を未開封のまま貼付すること
(3)	卒業(見込)証明書等	在籍または卒業大学の長（学長または学部長）が作成したもの * 大学により「本人開封無効」とされる場合でも開封のうえ提出 * 出願資格(2)により出願する者：学位授与（見込）証明書を提出 * 出願資格(9)(10)(12)のいずれかにより出願が認められた者：本研究科が発行する個別出願資格審査結果通知書のコピーを提出 * 出願資格(11)により出願する者：飛び入学資格申告書を提出（後述の「飛び入学資格申告書の書き方」を参照して作成すること） * <b>卒業見込者は平成29年度に発行された卒業見込証明書を提出すること</b>



(4)	成績証明書	<p>在籍または卒業大学の長（学長または学部長）が作成したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 大学により「本人開封無効」とされる場合でも開封のうえ提出</li> <li>* 全ての出願者が提出</li> <li>* <b>卒業見込者及び出願資格(11)により出願する者は平成 29 年度前期までに修得した科目の成績が記載された成績証明書を提出すること</b></li> </ul>
(5)	成績等申告書	詳細は、「成績等申告書の書き方」を参照のこと
(6)	写真票	<p>本研究科所定の用紙に写真を貼付のうえ、自署で氏名を明記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 所定用紙は2部同封されているが、法学未修者コース・法学既修者コースのいずれか一方にのみ出願する者は、1部のみ作成</li> </ul>
(7)	面接票 (法学未修者コースのみ)	<p>本研究科所定の用紙に写真を貼付のうえ、自署で氏名を明記</p> <p>法学既修者コースの出願者は不要</p>
(8)	整理番号通知用はがき	<p>本研究科所定のはがきの表面に出願者の住所・氏名を明記し、62円分の郵便切手を貼付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* はがきは2枚同封されているが、法学未修者コース・法学既修者コースのいずれか一方にのみ出願する者は、1枚のみ用意</li> </ul>
(9)	受験票等送付用封筒	<p>本研究科所定の封筒に住所・氏名を明記し、362円分の郵便切手を貼付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 封筒は2部同封されているが、法学未修者コース・法学既修者コースのいずれか一方にのみ出願する者は、1部のみ作成</li> </ul>
(10)	あて名ラベル	<p>本研究科所定の用紙に住所・氏名を明記したもの3枚を提出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 用紙は3枚セットが2部同封されているが、法学未修者コース・法学既修者コースのいずれか一方にのみ出願する者は、1部（3枚）のみ作成</li> </ul>
(11)	写真	<p>同一のものを法学既修者コースの出願者は2枚、法学未修者コースの出願者は3枚用意</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 1枚を写真票所定の欄に貼付</li> <li>* 1枚は後日送付する第二次選抜の受験票所定の欄に貼付</li> <li>* 法学未修者コースの出願者は、最後の1枚を面接票に貼付</li> </ul> <p>出願前3ヶ月以内に撮影されたもので、上半身、脱帽、正面、縦4cm・横3cmのものを用いること</p>
(12)	検定料の振替払込 受付証明書	<p>別紙「検定料の納付について」を読んだうえ、本研究科所定の郵便局・ゆうちょ銀行専用払込用紙により、郵便局の窓口で検定料30,000円を納付し（手数料は出願者負担）、振替払込受付証明書（郵便局の日附印が必要）を入学願書所定欄に貼付</p>
(13)	その他	<p>該当者のみ提出または連絡すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 日本に在住する外国人：住民票（国籍、在留資格等が記載されたもの）</li> <li>* 改姓等により証明書等記載の氏名と異なる者：戸籍抄本</li> <li>* 出願後に住所・電話番号等を変更した者：本研究科に連絡のうえ、郵便局で転居先への転送手続を行うこと</li> <li>* 各種証明書が日本語以外の言語で作成されている者：証明書の和訳</li> </ul>

### ○ 出願書類（併願者）

出願書類は、下記のを番号順に並べて（(2)、(11)及び(12)は所定の書類に貼付）、(1)の入学願書・履歴書にはさみ、左上端をクリップでとめたものとします。法学未修者コースと法学既修者コースを併願受験する者は、志願するコースごとに出願書類を作成してください。これを、本研究科所定の封筒に入れて、書留速達で郵送してください。併願受験者は、当該封筒の受験志望コース欄の「併願」にチェックを入れてください。また、願書右上の「併願の有無」欄の「有」を○で囲んでください。

なお、以下の提出書類の一部について、コピーの提出を認めるものがあります。後述の「成績等申告書の書き方」1.(1)を参照してください。

	提出書類	備 考
(1)	入学願書・履歴書	本研究科所定用紙 * 法学未修者コース, 法学既修者コース用にそれぞれ作成すること
(2)	2017年全国統一適性試験 成績証明カード	入学願書の所定欄に貼付 * 1枚に切り分けた「成績証明カード」を未開封のまま貼付すること * 法学未修者コース, 法学既修者コース用にそれぞれ貼付すること
(3)	卒業(見込)証明書等	在籍または卒業大学の長(学長または学部長)が作成したもの * 大学により「本人開封無効」とされる場合でも開封のうえ提出 * 出願資格(2)により出願する者:学位授与(見込)証明書を提出 * 出願資格(9)(10)(12)のいずれかにより出願が認められた者:本研究科が発行する個別出願資格審査結果通知書のコピーを提出 * 出願資格(11)により出願する者:飛び入学資格申告書を提出(後述の「飛び入学資格申告書の書き方」を参照して作成すること) * <b>卒業見込者は平成29年度に発行された卒業見込証明書</b> を提出すること * 法学未修者コース, 法学既修者コース用にそれぞれ用意すること
(4)	成績証明書	在籍または卒業大学の長(学長または学部長)が作成したもの * 大学により「本人開封無効」とされる場合でも開封のうえ提出 * 全ての出願者が提出 * <b>卒業見込者及び出願資格(11)により出願する者は平成29年度前期までに修得した科目の成績が記載された成績証明書</b> を提出すること * 法学未修者コース, 法学既修者コース用にそれぞれ用意すること
(5)	成績等申告書	詳細は、「成績等申告書の書き方」を参照のこと * 法学未修者コース, 法学既修者コース用にそれぞれ用意すること
(6)	写真票	本研究科所定の用紙に写真を貼付のうえ, 自署で氏名を明記 * 法学未修者コース, 法学既修者コース用にそれぞれ用意すること
(7)	面接票 (法学未修者コース用)	本研究科所定の用紙に写真を貼付のうえ, 自署で氏名を明記
(8)	整理番号通知用はがき	本研究科所定のはがきの表面に出願者の住所・氏名を明記し, 62円分の郵便切手を貼付 * 法学未修者コース, 法学既修者コース用にそれぞれ用意すること
(9)	受験票等送付用封筒	本研究科所定の封筒に住所・氏名を明記し, 362円分の郵便切手を貼付 * 法学未修者コース, 法学既修者コース用にそれぞれ用意すること
(10)	あて名ラベル	本研究科所定の用紙に住所・氏名を明記したもの3枚を提出 * 法学未修者コース, 法学既修者コース用にそれぞれ用意すること
(11)	写真	同一のものを合計5枚用意 * 2つの写真票所定の欄にそれぞれ1枚の写真を貼付し, 法学未修者コース及び法学既修者コースそれぞれの出願書類に同封 * 後日送付する, 法学未修者コース及び法学既修者コースの第二次選抜のための受験票所定の欄に貼付 * 最後の1枚を <u>法学未修者コース用の面接票</u> に貼付 出願前3ヶ月以内に撮影されたもので, 上半身, 脱帽, 正面, 縦4cm・横3cmのものをを用いること

(12)	検定料の振替払込 受付証明書	別紙「検定料の納付について」を読んだうえ、本研究科所定の郵便局・ゆうちょ銀行専用払込用紙により、郵便局の窓口で検定料 30,000 円を納付し（手数料は出願者負担）、振替払込受付証明書（郵便局の日附印が必要）を法学未修者コース用の入学願書所定欄に貼付 法学既修者コース用の入学願書所定欄には、振替払込受付証明書のコピーを貼付すること
(13)	その他	該当者のみ提出または連絡すること <ul style="list-style-type: none"> <li>* 日本に在住する外国人：住民票（国籍、在留資格等が記載されたもの）</li> <li>* 改姓等により証明書等記載の氏名と異なる者：戸籍抄本</li> <li>* 出願後に住所・電話番号等を変更した者：本研究科に連絡のうえ、郵便局で転居先への転送手続を行うこと</li> <li>* 各種証明書が日本語以外の言語で作成されている者：証明書の和訳</li> </ul>

## 6 身体に障害を有する者の出願

身体に障害を有する入学志願者で、受験上及び修学上特別な配慮を希望する者は、原則として平成29年8月21日（月）までに本研究科教務係に申し出てください。

## 7 第二次選抜試験の日程及び場所

### ○ 試験日程

志望コース	試験日	試験科目（配点）	時間
法学既修者コース	平成29年11月3日（金）	民法（100点）・民事訴訟法（50点）・ 会社法（50点）	160分
		刑法（100点）・刑事訴訟法（50点）	120分
		憲法（50点）・行政法（50点）	80分
法学未修者コース	平成29年11月4日（土）	小論文	120分
		面接	1人10分程度

### ○ 試験場

神戸市灘区六甲台町2-1 神戸大学 六甲台キャンパス  
 阪急六甲駅・JR六甲道駅・阪神御影駅下車後、  
 神戸市バス36系統「鶴甲団地」行き乗車、「神大正門前」下車。

\* 試験時間帯、試験場等の詳細は受験票送付時にお知らせします。

## 8 合格者発表

平成29年11月24日（金） 14時

法学部掲示板（正門脇）に、最終合格者の受験番号を発表し、受験者全員に対して速達郵便で結果を通知します。また、合格者発表後、本研究科のウェブサイト（<http://www.law.kobe-u.ac.jp>）にも最終合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話による照会には一切応じません。

\* ウェブサイトでの掲載はあくまでも補助的なものですので、必ず、正式な発表である学内掲示及び合格通知書で確認してください。

## 9 入学手続

平成29年12月中旬頃を予定しており、具体的な日程は、合格者発表時に合格通知とあわせて送付します。

## 10 欠員補充（追加合格）

平成29年12月下旬頃を予定しており、具体的な日程は、合格者発表時に不合格通知とあわせて送付します。

## 11 入学料・授業料・諸費用

- |         |                                |            |
|---------|--------------------------------|------------|
| (1) 入学料 | 282,000円                       | [平成29年度実績] |
| (2) 授業料 | 半期分 402,000円 (年額 804,000円)     | [平成29年度実績] |
| (3) 諸費用 | 学生教育研究災害傷害保険及び法科大学院生教育災害賠償責任保険 |            |
|         | 法学未修者コース 7,520円 (保険料3年分)       | [平成29年度実績] |
|         | 法学既修者コース 5,030円 (保険料2年分)       | [平成29年度実績] |

- \* 平成30年度の入学料と授業料及び諸費用は現時点で未定です。
- \* 入学手続後に入学を辞退した場合や入学許可を取り消された場合、入学料は返還されません。
- \* 入学時には、入学料の他に(3)の諸費用が必要となります。詳しくは入学手続書類発送の際にお知らせします。
- \* 在学中に授業料改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

## 12 注意事項

- (1) 不備のある出願書類は受理しません。
- (2) 一度受理した出願書類の返却や記入事項の変更は認めません。
- (3) 出願書類等に事実と反する記載をした者は、入学手続完了後であっても入学の許可を取り消すことがあります。
- (4) 卒業見込者（「2 出願資格」の(1)）として最終合格し、入学手続をした者は、平成30年4月の定められた日までに卒業証明書を提出しなければなりません。卒業証明書が提出されなかった場合は、入学許可を取り消します。
- (5) 本法科大学院と、他の研究科や学部（神戸大学であるとないとを問いません）とに、重複して在籍することはできません。その可能性がある者は、平成30年3月中に、他の研究科や学部を修了ないし卒業するか、退学してください。平成30年4月以降における二重在籍が判明した場合は、本法科大学院への入学許可を取り消します。

## 13 入試情報開示について

入試の総合順位と筆記試験の各科目の得点を、本人に開示します(第一次選抜不合格者は請求できません。また、筆記試験の全ての科目を受験した者に限ります。)。平成30年5月1日から同月31日(消印有効)の間に、受験票の写しと512円分の郵便切手を貼付した返信用封筒(長型3号: 12×23.5cm)を同封のうえ、本研究科教務係宛に請求してください。6月以降準備が出来次第発送します。

## 14 個人情報の取扱いについて

- (1) 本学が保有する個人情報は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等の法令を

遵守するとともに、「神戸大学の保有する個人情報の管理に関する指針」等に基づき厳密に取り扱います。

- (2) 入学者選抜に用いた試験成績等の個人情報は、入学者の選抜（出願処理，選抜実施），合格発表，入学手続業務及び今後の入学者選抜方法の検討資料の作成のために利用します。
- (3) 出願にあたってお知らせいただいた個人情報は、入学者についてのみ入学後の学生支援関係（健康管理，授業料免除及び奨学金申請等），修学指導等の教育目的及び授業料等に関する業務並びにこれらに付随する業務を行うために利用します。
- (4) 一部の業務を本学より委託を受けた業者（以下、「受託業者」という。）において行うことがあります。この場合，業務を行うために必要となる限度で受託業者に個人情報を提供しますが，守秘義務を遵守するよう指導します。

## 15 麻しん（はしか），風しんの感染予防措置について

### 麻しん，風しんのワクチン接種（予防接種）・抗体検査に関する書類の提出について

神戸大学では「麻しん風しん登録制度」を定め，入学後のキャンパス内での麻しん，風しんの流行を防止するため，全ての新生に次の①，②，③のいずれかを提出していただいています。

- ① 麻しんと風しんのワクチン接種を，それぞれについて2回ずつ受けたことを証明する書類
- ② 過去5年以内（平成25年4月以降）に麻しんと風しんのワクチン接種を，それぞれについて1回ずつ受けたことを証明する書類
- ③ 過去5年以内（平成25年4月以降）に受けた麻しんと風しんの抗体検査の結果が，「麻しんと風しんの発症を防ぐのに十分な血中抗体価（右表参照）を有していること」を証明する書類

- \* ①，② のワクチンは，麻しん・風しん混合ワクチン（MRワクチン）等の混合ワクチンでもかまいません。
- \* ①，② では，接種したワクチンの種類と接種年月日が記載されていることが必要です。医療機関等から発行される証明書その他、平成20年4月1日から平成25年3月31日まで実施されたMRワクチンの第3期予防接種（中学校1年生に相当する年齢時）や第4期予防接種（高校3年生に相当する年齢時）に伴う「予防接種済証」でもかまいません。  
第3期・第4期予防接種の「予防接種済証」は①の1回分として使用できます。
- \* 母子手帳も，接種したワクチンの種類と接種年月日が記載されていれば①，②の書類として使用できます。既往歴（かかったことがある旨の記載）のみで，診断根拠として確実な検査結果などが記載されていない場合は，③を提出するか，ワクチン接種を受けて①か②を提出してください。
- \* ③ では，右表の血中抗体価の測定方法と測定値が記載され，測定値が同表の判定基準を満たしていることが必要です。血液検査結果票そのものの提出でもかまいません。血中抗体価が不十分な場合には，必要なワクチン接種を受け，①か②を提出してください。
- \* ①，②，③の書類の組み合わせ，例えば麻しんについては①，風しんについては③を提出してもかまいません。
- \* 麻しん，風しんの血中抗体価が不十分にもかかわらず，病気や体質等やむを得ない事情によってワクチン接種を受けられない場合には，その旨を記載した文書（医師による証明書等）を提出してください。
- \* 上記のいずれの書類も入学試験の合否判定に用いるものではありません。

提出期限：新入生健康診断実施日

提出先：保健管理センター

### 麻しんと風しんの発症を防ぐのに十分な血中抗体価の測定方法と判定基準

区 分	測定方法	判定基準	備 考
麻しん	IgG-EIA 法 PA 法 NT 法	8.0 以上の陽性 128 倍以上の陽性 4 倍以上の陽性	3 つの測定方法のうち、いずれかで陽性
風しん	HI 法 IgG-EIA 法	32 倍以上の陽性 8.0 以上の陽性	2 つの測定方法のうち、いずれかで陽性 (HI 法を推奨)

血中抗体価の測定は、この表の方法によってください。

発症を防ぐのに十分な血中抗体価は、測定方法によって異なります。また、単に抗体陽性とされる値よりは高い値なので注意してください。

\* 医療機関を受診する際には、この学生募集要項を医師に提示するなどして必要な証明書を発行してもらってください。(特に、抗体検査を受ける場合は、測定方法と判定基準を確認していただいでください。)

この感染予防措置に関する問い合わせは

神戸大学保健管理センター TEL 078-803-5245

神戸大学学務部学生支援課 TEL 078-803-5219

## 16 その他

(1) 平成27年度、平成28年度及び平成29年度の志願者数、合格者数等は次のとおりです。

コース 内訳	平成27年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	法学未修者 コース	法学既修者 コース	法学未修者 コース	法学既修者 コース	法学未修者 コース	法学既修者 コース
志願者数	136	349	80	295	83	262
第1次選抜合格者数	126	340	79	289	83	261
第2次選抜受験者数	110	302	70	256	71	228
合格者数	28	158	28	130	28	115
入学者数	9	70	14	60	16	54

(2) この学生募集要項及び「成績等申告書の書き方」に追加や変更がある場合は、その旨を記して、本研究科のウェブサイト (<http://www.law.kobe-u.ac.jp>) に掲載します。その場合は、ウェブサイトに掲載された内容が、本要項等の記載に優先しますので、提出前に必ず確認してください。

## 成績等申告書の書き方

この「成績等申告書の書き方」では、神戸大学法科大学院の「願書」に添付して提出する「成績等申告書」を書く上でのポイントを説明します。この申告書の内容が事実と異なっていることが明らかになった場合には、入学手続完了後であっても入学許可を取り消すことがありますので十分に注意してください。

### 1. 一般的な注意

#### (1) 出願者の特性分類について

本法科大学院への出願者は全員、自分が、「**他学部卒業者**」ないし「**社会人**」に該当するかどうかを判断し、それに基づいて入学願書の指定された欄に記入してください。

これらは客観的に決まる特性ですので、学生募集要項の「3 入学者の選考方法」の説明をよく読んで、正確に判断してください。

- \* 複数の学部を卒業している者は、「**他学部卒業者**」に該当するかどうかの判断にあたって、どれか1つの学部を卒業したものとしてください。たとえば、法学部と医学部を卒業した者が、学士（医学）を授与されたことをもって他学部卒業者として出願することは可能です。

#### (2) 大学の成績等の記入について

本申告書に記入する大学の成績とは、大学の学部における出願者の成績です。大学院修了が最終学歴の場合であっても、学部の成績について記入してください。学部成績は、一般教育科目と専門科目を分けずに記入します。

- ① 複数の学部を卒業している者（3年次編入学をした者は②による。）は、その成績が自分にとって最も有利であると判断したいいずれか1つの学部を選び、それについてのみ記入し成績証明書を提出してください。A学部卒業後、B学部に1年生から入学し直して一般教育科目、専門科目ともに卒業に必要な単位を修得した場合には（A学部とB学部が同じ大学であるかどうか、また同じ分野の学部であるかどうかは問いません。たとえば、神戸大学経営学部を卒業後、同大学法学部に1年生から入学した場合、また、神戸大学以外の法学部を卒業した後、神戸大学法学部に1年生から入学した場合などです。）、A学部の一般教育科目とB学部の専門科目とを組み合わせるのではなく、A学部かB学部かのどちらかの成績を、一般教育科目と専門科目とも用いてください。A学部を中退して新たにB学部に入り直した場合は、A学部の成績は記入せず、B学部の成績のみを記入することになります。
- ② 卒業した大学又は現在在籍している大学に3年次編入学をした者については、編入以前に在籍していた大学の成績証明書と編入以降の大学の成績証明書の両方を提出し、両大学での成績をもとに、それぞれの大学について**第2表**を作成してください。学士入学などの場合も同様です。

以下では、出願者がすでに大学を卒業していることを前提として「**卒業学部**」「**卒業者**」のような用語を用いますので、**3年次飛び入学**制度の利用者や、大学卒業見込の資格で出願する者は、適宜「**在籍学部**」「**在籍者**」などと読み替えてください。

#### (3) 記入方法について

提出が必要な成績等申告書の様式は神戸大学法学研究科のウェブサイト (<http://www.law.kobe-u.ac.jp>) からダウンロードすることができます。出願者は、これらのファイルをダウンロードのうえ、パソコンで10.5ポイントから12ポイントに相当する大きさの文字を用いて成績等申告書を作成してください。

なお、成績等申告書は、黒または青のペンまたはボールペン（ただし、インクがプラスチック製消しゴ

ム等で消せないものに限る。)により手書きで記入することも可能です。

また、**第1表**など記入量の多い箇所のみパソコンにより文章を作成し、これを該当欄に貼り付けて書類を作成する場合は、コピーを作成し、コピーの方(紙が貼り付けられていないもの)を提出してください。

(4) 「受験番号」「氏名」「整理番号」欄について

成績等申告書をパソコンで作成する場合も手書きで作成する場合も、全ての表において、「受験番号」「整理番号」は空欄のままにしたうえで、「氏名」は黒または青のペンまたはボールペン(ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。) で記入してください。

(5) 添付書類がある場合

各表に添付書類がある場合には、それぞれの表ごとに各表を一番上にして添付書類をとりまとめ、左上1カ所をホチキスで綴じて提出してください。

(6) 成績等申告書の提出方法

成績等申告書は、プリントアウトのうえ、必ず入学願書と同封して送付してください。電子メールの添付ファイルとしての提出や、一旦提出された成績等申告書の差し替えは認めません。

(7) 併願者の提出書類について

学生募集要項には、法学未修者コース用と法学既修者コース用の願書が1通ずつ同封されています。他方、成績等申告書の様式(第1表から第3表)は合計1通しか同封されていません。法学未修者コースと法学既修者コースの両方に出願する者(併願者)は、成績等申告書の様式をコピーして、それぞれのコースの出願用に用意してください。なお、成績等申告書の様式は神戸大学法学研究科のウェブサイト(<http://www.law.kobe-u.ac.jp>)からダウンロードすることができます。

成績等申告書に添付する証明書類もそれぞれのコース用に用意してください。

出願用の封筒には、法学未修者コース用の出願書類と法学既修者コース用の出願書類とを分け、それぞれ書類の左上端をクリップどめして入れてください。

\* 第1表については、法学未修者コース用と法学既修者コース用にそれぞれ作成してください(コピー不可)。

\* 第2表、第3表及び飛び入学資格申告書については、記入済みの様式及びこれらに添付する証明書類(第2表に添付する成績証明書等、第3表に添付する外国語の能力を証明する書類、飛び入学資格申告書に添付する出身学部の実績制度を示す書類)をコピーして提出することができます。ただし、証明書類についてコピーを提出する場合にも、その正本は、法学未修者コース用の出願書類として提出してください。

\* 3年次飛び入学の出願資格で両方のコースに出願する者は、飛び入学資格申告書も、コピーするなどしてそれぞれのコースの出願用に用意してください。

## 2. 適性試験の成績(全員提出)

適性試験に関する出願書類として、2017年法科大学院全国統一適性試験の成績証明カードを、**必ず**提出してください。成績証明カードは、願書の貼付欄に貼ってください。

\* 法科大学院全国統一適性試験の成績のうち、考慮の対象とされるものは、成績証明カードに記載される、第1部、第2部および第3部についての成績のみであり、第4部「表現力を測る問題」についての成績は考慮されません。

\* 法学未修者コースと法学既修者コースを併願する者は、それぞれのコースの願書に、成績証明カードの正本を貼付して提出してください。



### 3. 第1表「法曹としての適性」（全員提出）

**第1表**には、優秀な法曹に必要な適性や能力をどのようなものと考え、それを出願者が備えているかを客観的、具体的かつ説得的に記入してください（標準 1000 字程度、上限 1200 字。なお、改行して空白になっている部分も文字数に含まれます。）。

- \* 大学で学んだ内容や成績、社会での経験、専門的資格（修士・博士の学位を含む。）をふまえ、それらが法曹としての適性や能力との関係でどのような意味を持つかについて、具体的に記述してください。
- \* 第1表の「法曹」には、実定法分野を専攻する研究者も含まれると考えて構いません。
- \* 法曹としての適性を論じたものと判断されない例
  - ・単に志望動機のみを記したもの
  - ・司法試験に合格するための適性を述べているもの
  - ・法的知識を前提としない法学未修者コースの出願者が法的知識を有することを述べているもの
  - ・単に資格（医師、司法書士など）を有することを述べているもの
- \* 専門的資格、能力、経験等に言及するときは、それらを証明する書類を提出できます。証明書類は、正本を提出してください。ただし、発行主体に申請しても正本が1通しか交付されない場合は、コピーを提出できます。証明書類は、ホチキスで**第1表**に綴じ合わせてください。
- \* 能力等を証明する書類として認められない書類の例
  - ・関係者（大学の教員や職場の上司など）の推薦書
  - ・日弁連法務研究財団の法学既修者試験の成績、司法試験の短答式・論文式試験の合格歴や成績、司法試験予備試験の短答式試験・論文式試験の合格歴や成績、LSATの成績

### 4. 第2表「大学における成績の概要」（全員提出）

次の点について記入してください。

- ・（イ）欄 「優」「良」「可」の成績ごとの単位数の合計
- ・（ロ）欄 修得した授業科目で成績が「優」「良」「可」に区分されている科目の単位数の合計
- ・（ハ）欄 （イ）欄の単位数を（ロ）欄の総単位数で除した商  
（小数点以下第3位を切り捨てたうえ小数点以下第2位まで記入。）
- ・「出身学部の成績制度を示す書類」欄  
成績評価の制度が、添付した成績証明書などから明らかな場合は、「成績証明書」と記入  
成績評価の制度を学生便覧のコピーなどで明らかにする場合は、コピーを添付した旨を記入
- \* 単位数に含めない授業科目
  - ・単位を修得していない科目
  - ・成績が「合格」「不合格」の判定のみとされる科目
- \* 成績が「優」「良」「可」の3段階（「A」「B」「C」の3段階を含む。）以外で評価される場合の算定方法
  - ・「秀」「優」「良」「可」で評価される場合：「秀」と「優」の単位数を合計し「優」欄に記入。
  - ・「優」「良上」「良」「可」で評価される場合：「良上」と「良」の単位数を合計し「良」欄に記入。
  - ・成績が点数で示される場合：満点の80%以上を「優」、70%以上80%未満を「良」、60%以上70%未満を「可」として記入（単位修得が認められる最低点が50%の場合、50%以上70%未満を「可」として記入。）。
- \* 学生便覧などのコピーは、**第2表**にホチキスで綴じ合わせてください。

## 5. 第3表「外国語の能力」(任意提出)

TOEFL, TOEIC の成績などを外国語の能力を示すものとして申告する者は、**第3表**に記載されている表にチェックを入れ、成績などを示す書類を**第3表**の用紙に綴じ合わせて提出してください。

表に記入されているもの以外でも、外国語の能力を客観的にまたは制度的に証明することが可能な資格は考慮の対象になります。この場合、空欄を使って、表に記載されているものに準じて記入してください。

証明書は平成 28 年 1 月以降に受験したことが示されている正本を提出してください。ただし、正本が 1 通しか交付されないなど、制度上コピーしか提出できない場合に限り、証明書のコピーを添付することができます。証明書の正本を提出すべき場合に証明書のコピーを添付している場合は、**第3表**は無効になりますので注意してください。

\* TOEFL の場合は、Examinee's Score Report は 1 通しか交付されませんのでコピーを添付することができます。(この場合は添え書きは不要です。) 他方、TOEIC の場合は、Official Score Certificate の正本の追加請求が可能ですので、追加請求した上で正本を提出することが必要です。正本を提出できないものについては、証明書名の下にその旨を添え書きしてください。

\* 外国語の能力を証明する書類と認められるもの

例：TOEFL, TOEIC, 実用英語技能検定, 国連英検, ケンブリッジ英語検定, TECC (中国語コミュニケーション検定), HSK (漢語水平考試), 実用中国語技能検定試験, KLPT, 韓国語能力試験, ハングル能力検定試験

\* 外国語の能力を証明する書類と認められないもの

例：TOEIC の団体特別受験制度など公式認定書が出ない制度の下での成績, 大学の外国語授業の成績, 外国の大学の卒業証明書, 外国語で執筆した論文

\* 複数の外国語について能力を証明する書類を提出することもできます。

## 6. その他

(1) 「法学未修者」「法学既修者」と「社会人」「他学部卒業者」の関係について

**法学未修者コース**と**法学既修者コース**のいずれに出願するか(併願も可能です。)は出願者の自由であり、いかなる経歴であっても、大学でどのような学習をしてきたとしても、いずれか一方を選択して(あるいは併願により)出願することができます。

これに対し、出願者の属性によって客観的に決まるのが社会人と他学部卒業者のそれぞれに該当するかどうかです。それぞれ要件は学生募集要項の「3 入学者の選考方法」を参照してください。社会人であることの証明は不要です。

(2) 推薦書・再受験・出願資格

いかなる推薦書も提出することはできません。また、過去に本法科大学院の入学試験を受験し、合格し辞退した事実や不合格となった事実は本年度の選抜に際し有利にも不利にも考慮されません。また、以前に個別資格審査に基づき出願資格を認められた者であっても、個別資格審査は年度ごとに行いますので、他の出願資格を取得していない限り、今年度分の個別資格審査を申し出てください。

(3) ウェブサイトと成績等申告書の記入例, その他の質問

ウェブサイトには、学生募集要項や成績等申告書の訂正, 成績等申告書の記入例, 入学試験に関する FAQ, その他入試に関する重要な情報を掲載していますので参考にしてください。

## 飛び入学資格申告書の書き方

ここでは、出願資格(11)（3年次飛び入学）により出願する者が、神戸大学法科大学院の「願書」に添付して提出する「飛び入学資格申告書」の書き方を説明します。

平成 29 年度前期までに修得した科目の成績が記載された成績証明書に基づいて、次の点について記入してください。

- ・ (イ) 欄 「優」「良・可」「成績区分のない科目」の成績ごとの単位数の合計
- ・ (ロ) 欄 修得した授業科目の単位数の合計
- ・ 「出身学部の成績制度を示す書類」欄  
(イ) 欄に記入した単位が、卒業に必要な単位であることを示す書類の名称を本欄に記入し、当該書類のコピーを添付してください。

\* 単位数に含めない授業科目

- ・ 修得した単位が卒業に必要な単位ではない科目
- ・ 単位を修得していない科目

\* 成績が「優」「良」「可」の3段階（「A」「B」「C」の3段階を含む。）以外で評価される場合の算定方法

- ・ 「秀」「優」「良」「可」で評価される場合：「秀」と「優」の単位数を合計し「優」欄に記入。「良」と「可」の単位数を合計し「良・可」欄に記入。
- ・ 「優」「良上」「良」「可」で評価される場合：「良上」、「良」及び「可」の単位数を合計し「良・可」欄に記入。
- ・ 成績が点数で示される場合：満点の80%以上を「優」、80%未満を「良・可」欄に記入。

- \* 卒業に必要な単位であることを示す書類（学生便覧等）のコピーは、**飛び入学資格申告書**にホチキスで綴じ合わせてください。